

長寿医療制度の一部改正について

今年4月からの運用状況を踏まえ、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に2つのポイントが加わりました。

見直しのポイント

- 1 所得が低い方の保険料をさらに引き下げ
- 2 特別徴収 から口座振替へ変更可能に

特別徴収とは、年金から差し引いてお支払いする方法です。



1 保険料の引き下げの内容は？

平成20年度は...

均等割額が7割軽減されている方 → 均等割額が8.5割軽減に！

「賦課のもととなる所得金額」が 58万円以下の方 → 所得割額が5割軽減に！

例えば、保険料が年額12,900円の方は、こうなります。

引き下げ前 12,900円 → 引き下げ後 6,300円

7割軽減の対象者とは？

被保険者と世帯主の所得の合計が33万円以下の世帯の方が、7割軽減の対象となります。

注）軽減判定の際、65歳以上の方の公的年金等に係る所得からは、さらに15万円を差し引きます。

賦課のもととなる所得金額とは？

賦課のもととなる所得金額 = 平成19年の所得 - 基礎控除額 33万円

所得とは、収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など。）を差し引いたものです。なお、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は適用されません。所得の計算には、非課税の収入（遺族年金や障害年金など）は、含まれません。

2 特別徴収から口座振替への変更手続きは？

保険料が特別徴収されている方（今後特別徴収される方も含む。）のうち、次のいずれかに当てはまる方は、市町村への申し出により口座振替で納めることができます。

国民健康保険料(税)を世帯主として確実に納めていた方が過去2年間未納がない方は、本人の口座から納められます。

世帯主か配偶者がいる年金収入180万円未満の方
世帯主か配偶者の口座から納められます。

所得控除は？

の場合、口座振替により支払った世帯主または配偶者の所得控除の対象となります。

特別徴収から口座振替に切り替わる月は、お申し込みの時期により異なります。
お問い合わせ 住民課国保医療係 74-3002